

国民年金保険料の納付が困難なときは 免除・納付猶予制度

を利用してください

7月から今年度分の受付を開始します

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満で厚生年金などに加入していない自営業などの人）で、収入の減少や失業等で保険料の納付が困難な人で要件を満たす場合は「免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。

保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったときや死亡したときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、手続きをしてください。

申請免除制度

保険料の納付が困難な人は、申請して認められると保険料の納付が免除されます。

▽対象 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人

免除の種類

- ①全額免除（納付なし）
- ②4分の3免除（4分の1納

付）

③半額免除（半額納付）

④4分の1免除（4分の3納付）

※全額免除以外の人は、減額された保険料を納付しないと、その期間の免除は無効（未納と同じ）になります。

納付猶予制度

保険料の納付が困難で、納付に猶予が必要な人は、申請して認められると、保険料の納付が猶予されます。免除・納付猶予が認められた期間は、老後やもしものときの年金を受け取るために必要な期間である受給資格期間や金額に反映されます。

▽対象 20歳以上50歳未満の方で本人、配偶者の所得が一定以下

申請方法

市民課市民係または各振興局市民福祉課に申請書を提出してください。

《納付・免除・納付猶予と未納の算入の違い》

年金の種類		納付状況	申請免除 (全額・一部)	納付 猶予	未納
老齢 基礎年金	受給資格期間への算入		○(注1)	○	×
	年金額への反映		○(注1・2)	×	×
障害・遺族 基礎年金		受給資格期間への算入	○(注1)	○	×

(注1)一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。
(注2)全額・一部免除を受けた期間は定額納付と比べて老齢基礎年金額は減額されます。

免除承認期間

7月1日～2022年6月30日（1年間）

その他

○免除の判定は所得で審査されますので、所得申告をしてください。

○申請月の2年1カ月前の月分にさかのぼって免除申請をすることができます。失業など保険料を納付することが経済的に困難で、未納期間のある方は早めに申請してください。

《問合せ》市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課

豊岡年金事務所年金相談窓口

▽受付時間(通常)

平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分

▽時間延長日

7月10日(土) 午前9時30分～午後4時

7月5日(月)・12日(月)・20日(火)・26日(月) 午前8時30分～午後7時

▽持参物 マイナンバーまたは

は基礎年金番号の分かるもの、本人確認できる運転免許証など

▽その他 代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他に委任状と代理者の本人確認できる運転免許証などが必要

《問合せ》豊岡年金事務所 ☎22-0948

新型コロナウイルスの影響により納付が困難になった場合の特例免除措置

新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降に収入源となる業務の喪失や売上減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能です。詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。(https://www.nenkin.go.jp)



※掲載している情報は編集時点(6月16日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

介護保険制度

8月から食費・居住費等の自己負担額が変わります

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費(滞在費)の費用は自己負担となっています。このうち、世帯の全員が市民税非課税等に該当する要介護等認定者は、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減されます。この仕組みの内容が変更されます。

《問合せ》高年介護課 ☎24-2401

変更点1

利用者負担段階第3段階が、①と②に細分化され、それぞれに収入等の金額が設定されます。

変更点2

預貯金等の資産要件について、一律1,000万円(夫婦は2,000万円)以下から、本人の収入等に応じた金額に変更されます。

■7月31日まで(変更前)

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者		
第2段階	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が年額80万円以下	預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第3段階	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が年額80万円超	

■8月1日から(変更後)

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者		預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第2段階	世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税	合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が年額80万円以下	預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①		合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が年額80万円超120万円以下	預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②		合計所得金額+年金収入額(非課税年金を含む)が120万円超	預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下

変更点3

施設入所時と短期入所利用時で食事の費用負担額が変わります。(右表は、一日あたりの負担限度額)

■7月31日まで(変更前)

利用者負担段階	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	390円
第3段階	650円	650円

■8月1日から(変更後)

利用者負担段階	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	650円	1,000円
第3段階②	1,360円	1,300円

高額介護サービス費の現役並み所得者の区分が変わります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに払い戻しています。この「高額介護サービス費」の現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

■7月利用分まで(変更前)

利用者負担段階区分	世帯の上限額(月額)
同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の方	44,400円

■8月利用分から(変更後)

利用者負担段階区分	世帯の上限額(月額)
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円

※掲載している情報は編集時点(6月16日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

広報とよおか 2021年7月号